

共同研究 Q & A

Q 修了生の大学教員は研究代表者になれますか。

A 大学教員等の研究職の方は、修了生であっても研究代表者にはなれません。

本制度は、学校現場で働く教員の皆さんの課題解決に資する実践的な研究活動に対する支援という趣旨で運営されておりますので、研究を専門とする大学の教員の方は研究代表にはなれません。但し、共同研究者としてご参加いただくことは可能です。

Q 2か年にわたる継続研究はできますか。

A 2か年以上にわたる継続研究はできません。

期間は単年度です。採択と同時に集中して取り組み、期限までに研究論文を提出してください。

Q 申請した研究費はすべていただけるのですか

A 申請金額がすべて支給されることはむしろ少なくなっています。

研究費については、申請書の内容や採択基準に照らして総合的に判断して決定します。また、できるだけ多くの方に研究を行っていただきたいということから、満額を支給できるケースは少なくなっています。

Q 毎年申請しても採択されますか。

A 多年にわたって申請されると、採択には不利になってきます。

基本的には、申請内容を評価して採択をしますが、できるだけ幅広くこの制度をご活用いただくために、以下の事柄を加味して判断します。

- ・過去2年間連続で採択されている申請者（研究代表者）は、本年度の申請者になれません。
- ・過去未採択の申請者、前年度採択されていない申請者を優先します。
- ・申請者の申請件数は、同一年度で1件までです。

但し、多年にわたって申請された場合でも、修了生全体の研究を発展させ、より高度な発表へと繋げると判断されれば採択される場合もあります。

Q 共同研究者をお願いする大学の先生がいません。

A 共同研究申請書の本学教員欄を空欄にして申請してください。

修了生・卒業生連携センターでは、このような場合に、研究したい分野・テーマに対応できる、本学教員を紹介しています。

Q 大学院同窓会員でない人も共同研究者として申請できますか。

A 所属する学校等における同窓会会員以外の教員を、特例として加えることができます。

研究代表者は大学院同窓会員（同窓会費をお支払いいただいている修了生）でなければなりません。研究組織の共同研究者としてであれば、同窓会会員以外の人を特例として加えることができます。

Q 他の学会等に研究論文を投稿することはできますか。

A 投稿しようとする学会等の要件に抵触しなければ可能です。

本制度は、学校現場での実践的な研究成果を広く教育現場に普及させることが目的ですので、投稿される場合に「この論文は、兵庫教育大学と兵庫教育大学大学院同窓会との共同研究による研究助成を受けて実施しました。」という旨の一文を掲載していただければ結構です。

ただし、他の学会等に投稿するからといって、学校教育コミュニティや図書館の学術研究リポジトリへの掲載を控えるということとはできません。